**平成２２年（フ）第２４７６号**
札幌市西区西町南18丁目５番23―102号
債務者　岡田　徳人
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４８２号**
札幌市北区北35条西５丁目２番２号　グリーンコーポ北35Ｂ106号
債務者　齊藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４８３号**
札幌市北区北35条西５丁目２番２号　グリーンコーポ北35Ｂ106号
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４９４号**
札幌市東区北20条東５丁目１番10号　グレープハウス１階Ｂ号
債務者　福原　　睦
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２６７１号**
札幌市北区北27条西12丁目２番10―203号
債務者　高橋　　靖
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２７０８号**
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目５番35号　ハイツセルビア101
債務者　平野　寿子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２７８０号**
札幌市東区北28条東19丁目５番６号　アローザハイム102号、申立時の住所札幌市手稲区明日風３丁目10番15号
債務者　小向　由佳
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２９８７号**
札幌市南区簾舞３条２丁目５番10号
債務者　廣瀬規久子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３１４号**
茨城県土浦市真鍋４丁目24番４号、前住所茨城県土浦市おおつ野５丁目12番10号
債務者　森　　幸光
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第３１９号**
茨城県土浦市荒川沖西１丁目９番22号　プレジールレオ102
債務者　菅野　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第３２５号**
茨城県石岡市鹿の子４丁目６番11号
債務者　酒井美佐代（旧姓岡嶋）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４１１号**
群馬県前橋市上泉町1481番地　Ｃ―403号
債務者　石野　高規
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第４９８号**
群馬県前橋市住吉町２丁目３番20―502号　ライオンズプラザ広瀬川
債務者　高橋　勝樹
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第４９９号**
群馬県前橋市住吉町２丁目３番20―502号　ライオンズプラザ広瀬川
債務者　高橋亜寿香
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５１３号**
群馬県伊勢崎市長沼町664番地18
債務者　遠藤　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５１４号**
群馬県伊勢崎市市場町２丁目630番地９
債務者　深澤　武夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５１９号**
群馬県前橋市荒牧町936―１　レオパレスあらまき204号室、住民票上の住所群馬県高崎市棟高町1928番地119
債務者　関口　百花
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所